

四日市市告示第 410 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第14条第3項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成30年 7月 12日

四日市市長 森 智広

1 移動した自転車等の台数

別表のとおり

2 移動した年月日

別表のとおり

3 放置されていた区域

別表のとおり

4 保管場所

第1保管場所 四日市市安島一丁目地内

第2保管場所 四日市市小生町地内

5 保管期間

移動日から起算して90日

6 連絡先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係

電話 354-8154

(都市整備部 道路管理課)

別 表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成30年5月24日	近鉄富田駅 自転車置場	28 台
平成30年5月24日	霞ヶ浦駅 自転車置場	13 台
平成30年5月24日	中川原駅 自転車置場	1 台
平成30年5月29日	松本駅 自転車置場	5 台
平成30年5月29日	新正駅 自転車置場	9 台
平成30年5月29日	北楠駅 自転車置場	12 台
平成30年5月29日	近鉄塩浜駅 自転車置場	21 台
平成30年5月31日	霞ヶ浦駅 自転車置場	3 台
平成30年5月31日	近鉄富田駅 自転車置場	18 台
平成30年5月31日	中川原駅 自転車置場	2 台
平成30年5月31日	松本駅 自転車置場	1 台
合 計		113 台